

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

平成28年3月16日

横浜市契約事務受任者  
青葉区長 小池 恭一

1 契約の概要

平成27年7月24日、荏田保育園階段昇降口に設置している門扉（児童用のガード）が破損し、施錠ができない状態となりました。即時の対応を行わないと児童の安全確保に重大な支障が生じることとなるため、対応可能な業者を呼び、口頭による緊急の発注を行いました。

同日、業者が現場確認を行い、原状回復に必要な物品を取り寄せた上、平成27年8月4日に修繕が完了しました。

2 履行（納品）場所

荏田保育園

3 契約日

平成27年7月24日

4 履行期間

平成27年7月24日～平成27年8月4日

5 契約金額

25,920円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市戸塚区秋葉町470番地

秋葉建設工業株式会社

代表取締役 鈴木 孝信

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

即時の緊急契約により対応を行わなければ、児童の安全確保に重大な支障が生じることとなるため。

8 契約の相手方の選定理由

発生当時、緊急対応が可能であったため。

9 所管課

青葉区こども家庭支援課